

奈良県議会本会議場の使用について 案

議長から諮問のあった奈良県議会本会議場の使用についての基本的な考え方は、以下の通りとする。

承認についての手続き等、詳細については申し合わせ事項を作成し、各派連絡会において、協議を行い明確化する。

【基本的な考え】

1 目 的

本会議場を活用することにより、若者をはじめとする多くの県民に議場に足を運んでいただき、議会を身近に感じていただくとともに、「開かれた議会」推進の一助とする。

2 使用許可の基準

使用内容が「開かれた議会」の推進に資すると考えられ、県又は県教育委員会等が主催する事業に使用するためのものであること。

3 申請並びに許可手続き

本会議場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用申請書を議長に提出し、その許可を受けなければならない。

議長は、申請が目的並びに基準に合致すると認めるときは、あらかじめ各派連絡会で協議し、了承を得た後使用を許可する。

4 議員への周知

本会議場で実施される事業については、使用者は、議員に対して、案内・周知に努め議員の参加を呼びかけるものとする。

(参 考)

※ 過去の使用状況

事 業 名	担当部局
ムジークフェスト	地域振興部
1日こども知事	総務部
大学生の提案事業	総務部
高校生議会	議会・県教育委員会
議場コンサート	議 会